



第3章 第2次プランの体系

1 基本理念

よ
能き美しき『のみ』を輝かせる

(能力) (個性)

～男女が共に能力と個性を発揮できるまち～

- 男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが尊厳を持って生きることで、多様性に富んだ豊かで活力ある社会が生まれます。
- 男女が共に自分の意思を尊重し、職場、地域、家庭で調和のとれた生活を送ることで、さらに女性が活躍できます。

このように、多様性に富み豊かで、女性が活躍する社会では、男女が共に能力と個性を十分に発揮できる理想の男女共同参画社会が進展し、能（よ）き美しき「能美のお人柄」をさらに生き生きと輝かせてくれます。

よ
“能き美しき『のみ』を輝かせる”～男女が共に能力と個性を発揮できるまち～

第2次能美市男女共同参画プランでは、この言葉を基本理念として掲げ、すべての市民と共に、現状の課題を解決すべく、様々な施策に取り組んでまいります。

2 基本目標

基本目標Ⅰ 女性の活躍

あらゆる分野で誰もが活躍できるまち

男女ともに働き方改革を進め、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（⇒用語解説 P 68）」を図ることで、女性の活躍に影響を与えていた「固定的な性別役割分担意識（⇒用語解説 P 67）」や「男性中心型労働慣行（⇒用語解説 P 68）」の変革に努めます。

また、女性が自らの意思で職業生活を選択し、さらに、企業のトップや地域のリーダーなどが女性の活躍について理解を深めることは、方針の立案・決定の場への女性参画の促進につながり、職場や地域に魅力を生みます。魅力ある職場や地域は、働きたい企業、住みたいまちとして認められ、誰もが能力と個性を十分に發揮し、活躍できる環境が実現します。

基本目標Ⅱ 安心な暮らし

誰もが安心して暮らせるまち

男女が互いの違いを理解し合い、思いやりを持って共生していくことが、男女共同参画社会の形成にあたっての基本です。

安全に子供を産み、パートナーと共に安心して子育てができるよう、また、様々な理由で困難を抱えている人たちが安心して生活できるよう、地域や職場が社会の実情を知り、理解を深めることが大切です。

さらに、あらゆる暴力の予防と根絶のために、すべての人と共に、暴力を生まないための予防教育を始めとした「暴力を容認しない社会基盤づくり」を推進します。

基本目標Ⅲ 貢献する市民

男女共同参画社会の実現に貢献する市民を育むまち

すべての市民に男女共同参画社会について理解を深めてもらうため、推進委員等による広報や啓発活動、認定こども園や学校における学びのほか、家庭や地域にも男女平等意識を育む機会を積極的に提供します。

また、地域で暮らす多様な人々との共生と協働、国際的な取組への協調を図るため、グローバル教育（⇒用語解説 P 67）を展開し、SDGs（⇒用語解説 P 67）に貢献できる市民と地域を育みます。

3 プランの体系

基本理念	基本目標	基本施策（課題）
能き美しき『のみ』を輝かせる ～男女が共に能力と個性を發揮できるまち～	<p>基本目標Ⅰ 女性の活躍 あらゆる分野で誰もが活躍できるまち</p>	<p>1 女性の活躍に影響を与える性別役割分担意識や男性中心型労働慣習等の変革</p> <p>2 方針の立案・決定過程へ女性が参画できる環境整備</p> <p>3 雇用等における女性活躍の推進と仕事と生活の調和</p> <p>4 地域における女性活躍の推進</p>
	<p>基本目標Ⅱ 安心な暮らし 誰もが安心して暮らせるまち</p>	<p>5 生涯を通じた健康支援</p> <p>6 あらゆる暴力の根絶</p> <p>7 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備</p>
	<p>基本目標Ⅲ 貢献する市民 男女共同参画社会の実現に貢献する市民を育むまち</p>	<p>8 男女共同参画社会の理解の促進</p> <p>9 教育を通じた意識改革と学習環境の整備</p> <p>10 地域における男女共同参画の推進</p> <p>11 國際的な取組に協調し貢献する市民の育成</p>

施 策

- 1-1 家事・育児・介護等への参画を男女ともに可能とする労働環境の整備、働き方改革
- 1-2 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し
- 1-3 男性への意識啓発による理解の促進

- 2-1 議会など方針の立案・決定の場に女性が参画しやすい環境の整備
- 2-2 各種審議会委員などの男女バランスと会議の質の向上
- 2-3 女性職員の積極的な役職登用の推進
- 2-4 女性職員へのエンパワーメントの推進

- 3-1 仕事と生活のバランスのとれた環境づくりの促進
- 3-2 男女の平等な雇用機会と待遇確保の推進
- 3-3 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援
- 3-4 農業や商工業等の自営業者の就業環境と生活の調和
- 3-5 能力発揮のための支援

- 4-1 地域活動の場における女性活躍の推進
- 4-2 女性の活躍による地方創生の促進

- 5-1 生涯を通じた健康支援
- 5-2 妊娠・出産・子育て等に関する支援
- 5-3 母子保健と子育て支援施策の充実

- 6-1 暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- 6-2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- 6-3 子どもに対する性暴力等の根絶に向けた対策の推進
- 6-4 ハラスメント防止対策の推進
- 6-5 メディアから被る性や暴力の表現への対策

- 7-1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- 7-2 高齢者や障がい者が尊厳を持ち安心して暮らせる環境の整備
- 7-3 性の多様性に関する理解の促進

- 8-1 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進
- 8-2 わかりやすい広報と普及啓発活動の展開
- 8-3 幅広い情報の収集と研究
- 8-4 推進委員の活動促進と人材育成

- 9-1 認定こども園・学校における男女共同参画の学習推進
- 9-2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 9-3 男女平等意識を育む家庭づくり
- 9-4 誰もが学習できる環境づくり

- 10-1 防災・災害対策の分野における女性の参画拡大
- 10-2 強い市民力・地域力による男女共同参画の推進

- 11-1 海外の各種情報の収集と提供
- 11-2 S D G s の理念の理解促進
- 11-3 異なる文化、生活習慣などへの理解と交流